

# 横浜市立鳥が丘小学校PTA規約

## 第1章 名称および事務所

第1条 この会は、横浜市立鳥が丘小学校PTA（昭和55年9月30日設立）という。事務所を横浜市立鳥が丘小学校内、横浜市戸塚区鳥が丘53におく。

## 第2章 目的

第2条 この会は、保護者と教職員がお互いの理解の上にとって学校教育の成果をあげ、児童の幸せな成長を図ることを目的とする。

## 第3章 方針および活動

第3条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。

- 1 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体と協力する。
- 2 この会は、任意の自主的な団体であって、特定の政党や宗教にかたよることなく、また他の団体や機関の干渉を受けない。
- 3 会の名称を利用し、または会の役員の名前で選挙活動に関係することを禁ずる。
- 4 この会は、先生と教育問題について話し合い、また教育活動を援助するため意見をのべ資料を提出するが、直接に学校の管理や人事には干渉しない。

## 第4章 会員

第4条 この会の会員となることができる者は、次のとおりとする。

- 1 鳥が丘小学校に在籍する児童の保護者、またはそれにかわる者。（以下保護者という）
- 2 鳥が丘小学校に勤務する教職員。

第5条 会員は、すべて平等な権利と義務を有する。

## 第5章 会費

第6条 この会の会員は、所定の会費を納めるものとする。

第7条 会費は、一世帯あたり月額300円とする。ただし、会員の事情により延納または減免することができる。

第8条 この会の活動に関する経費は、会費およびその他の収入によって運用される。

## 第6章 会計

第9条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第10条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第7章 役員および会計監査委員

第12条 この会の役員および会計監査委員は、次のとおりとする。

1 会長	1名（保護者）
2 副会長	2名（保護者）
3 書記	3名（保護者2 教職員1）
4 会計	3名（保護者2 教職員1）
5 会計監査	2名（保護者）

第13条 会長以外の役員数は実行委員会において必要と認められた場合、変更することができる。

ただし、変更は実行委員会で認められた当該年度に限るものとする。

第14条 役員の任期は原則1年とする。ただし再任をさまたげない。

第15条 役員は、会計監査委員を兼ねることはできない。

第16条 役員に欠員のでたときは、これを補充する。

第17条 この会の経理を監査するために、2名の会計監査委員をおく。

第18条 会計監査委員は、必要に応じ随時会計監査を行う。

第19条 会計監査委員の任期は1年とする。

第20条 会計監査委員は、クラス代表委員会の中から選出する。

第21条 役員の任務は、次のとおりとする。

1 会長

(1) 会長は、本会の代表者である。

(2) 総会、実行委員会、各種委員会の集会を招集する。

(3) 推薦委員会および会計監査委員会を除くすべての委員会の委員ならびに委員長、副委員長を委嘱する。

2 副会長

(1) 会長を補佐する。

3 書記

(1) 総会、実行委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。

4 会計

(1) 総会で決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理し、収支を会員に報告する。

(2) 5月総会においては、会計監査委員の監査を経て決算を報告する。

## 第8章 総会

第22条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第23条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

1 定期総会は、5月および年度末に開催する。

2 ただし、実行委員会の決議により紙面総会とすることができる。

3 臨時総会は、実行委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があったときに開催する。

第24条 総会の定足数は、全員の5分の1とする。ただし、委任状を認める。

総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

## 第9章 役員会

第25条 この会の運営について、必要な事項を協議もしくは決定するため、役員会を開催することができる。

## 第10章 実行委員会

第26条 実行委員会は、この会の役員、各専門委員会の委員長、副委員長、および校長、副校長をもって構成される。ただし必要により他の者を加えることができる。

実行委員会は、原則として毎月1回開催する。また会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

第27条 実行委員会の任務は、次のとおりとする。

1 各種委員会によって立案された事業計画の審議

2 総会に提出する議案や報告の審議

- 3 必要のある場合に設ける特別委員会の内容や人員の審議と決定
- 4 会員の親睦に関する事項の企画運営
- 5 その他必要と認める事項についての審議

第28条 実行委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

## **第11章 専門委員会**

第29条 この会の活動に必要な事項について、調査、研究、運営をするために次の専門委員会をおく。

- 1 クラス代表委員会
  - (1) 学校と家庭との相互理解を深め、連携のための連絡調整を行う。
  - (2) 見学会や講習会ボランティア活動を通じて、保護者の社会的視野を広める。
- 2 広報委員会
  - (1) 広報紙の発行を行う。
  - (2) 会員ならびに地域社会、関係諸機関、諸団体に対し、情報の伝達をするとともに、意見の交換を行う。
- 3 校外委員会
  - (1) 児童の校外生活の向上を図る。
  - (2) 長期休業中の校外生活の指導。
  - (3) 児童の事故防止の活動。
  - (4) 児童の転出入の確認。
  - (5) 地域とのつながりを深める

第30条 クラス代表委員会および広報委員会は、原則として、各学級から選出されたクラス委員2名、広報委員1名によって構成される。各学級からの選出が困難な場合は、学年からの選出も可とする。

第31条 校外委員会は、各地区から選出された委員によって構成される。

第32条 各専門委員会には、互選によって、委員長1名、副委員長1名以上をおく。

## **第12章 特別委員会**

第33条 この会の活動に必要な事項について協議するため、次の特別委員会を設けて立案にあたる。

- 1 予算委員会
  - (1) この会の役員ならびに各専門委員会の委員長をもって構成する。ただし、必要により他の者を加えることができる。
  - (2) 次年度の予算を立案し、実行委員会の承認を経て5月総会に提出する。
- 2 推薦委員会
  - (1) 本部役員2名、クラス代表委員（委員長・副委員長を除く）1名、広報委員（委員長・副委員長を除く）1名、校外委員（地区代表）各1名。推薦委員会の構成は、推薦活動を効率的に行うことを目的に、実行委員会での承認を得て変更できる。
  - (2) 教職員代表2名（校長・副校長を除く教職員の中から互選により選出）
  - (3) 推薦委員会の委員長および副委員長各1名は委員の互選による。
  - (4) 推薦委員会は、定数の2分の1以上の出席をもって成立する。
  - (5) 推薦委員会は、役員の候補者を推薦する。
  - (6) 推薦委員会で推薦した役員の氏名は、候補者の承認を得てから、年度末総会以前に、会員に公表されなければならない。
  - (7) 推薦委員会の任期は、年度末総会終了と同時に終わる。
  - (8) 役員は、推薦委員会を経て総会で選出される。

(9) 新たに選出された役員の就任は4月1日とする。

第34条 特別委員会は、前条のほかに、特に必要のある時は実行委員会の協議を経て設置することができる。

### 第13章 慶弔規定

第35条 本会の慶弔に関する事項は細則によってこれを定める。

### 第14章 個人情報保護取扱い

第36条 本会の個人情報取扱いに関する事項は細則によってこれを定める。

### 第15章 退会

第37条 各会員はその自由な意思により、PTAからの退会を求めることができる。

### 第16章 細則

第38条 この会の運営に関し必要な細則は、この規定に反しないかぎりにおいて実行委員会の協議を経て決める。

第39条 実行委員会は、細則を制定または改定した場合、その結果を次期総会に報告しなければならない。

### 第17章 改正

第40条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。改正する場合は、改正案を総会開催通告のとき、もしくは、それ以前にその内容を全会員に知らせておかななくてはならない。

### 第18章 付則

第41条 この規約は、平成8年4月1日から実施する。

平成15年4月 1日	一部改正	平成19年2月21日	一部改正
平成20年2月25日	一部改正	平成21年3月 9日	一部改正
平成22年2月22日	一部改正	平成23年3月 3日	一部改正
平成24年3月 2日	一部改正	平成25年3月 1日	一部改正
平成29年5月 8日	一部改正	平成30年3月13日	一部改正
令和 元年5月14日	一部改正		

## 横浜市立鳥が丘小学校 P T A 細則

### 慶弔に関する事

- 1 本会の教職員に慶事等があった場合は、下記の金額または記念品をおくり、謝意または祝意を表す。
  - (1) 転任・退職の場合  
花束贈呈
  - (2) 結婚または出産の場合  
結婚 5,000円
  
- 2 本会の会員等に不幸があった場合は、下記の金額をおくり弔慰を表す。
  - (1) 会員の死亡の場合  
10,000円
  - (2) 本校児童が死亡した場合  
10,000円
  - (3) 上記 (1)、(2) の場合、花または供物を考慮することがある。
  
- 3 傷病または不慮の事故等があった場合は、見舞い金をおくる。
  - (1) 教職員が病気になった場合  
1ヶ月を経過する病気の場合は、3,000円程度としておくる。  
入院を要する場合は、別途考慮する。  
公務により傷害事故の場合も上記に準ずる。
  - (2) 役員、会計監査、実行委員の見舞い金の額については、別途考慮する。
  - (3) 本校児童が病気になった場合  
1ヶ月を経過したとき見舞い金を考慮する。
  - (4) その他の会員に不慮の事故、災害等のあった場合は、見舞い金をおくる。
  
- 4 会員に準ずる者、または関係の団体等に対する慶弔に関しては、下記の規定によりその意を表す。  
本校に関係ある団体および本校への功労者に対しては、別途考慮する。
  
- 5 上記各項目に対する慶弔のための費用は、P T A 会費より支出する。
  
- 6 上記の額は、必ずしも現金と限るものではない。

### 附則

本規則は、平成8年4月1日より施行する。

## 総会の内容について

- 1 5月総会
  - (1) 前年度決算報告ならびに承認
  - (2) 会員数の報告
  - (3) 年間計画、予算案審議
  - (4) 新年度役員、会計監査委員の紹介
- 2 年度末総会
  - (1) 次年度役員、会計監査委員の選出および承認
  - (2) 活動報告、会計決算の中間報告

## 役員ポイントについて

- 1 委員・役員をされた場合にはポイントをつけて管理する。
- 2 原則として児童1人につき、在籍中に1ポイント以上獲得する。
- 3 役員ポイントがつく委員・役員は下記による。
  - (1) 本部役員（全員）
  - (2) クラス代表委員会（全員）
  - (3) 広報委員会（全員）
  - (4) 校外委員会（委員長1名と副委員長2名）
  - (5) 校外地区代表・推薦委員兼務（5名）
- 4 ポイントのつき方
  - (1) 3項(1)本部役員は1年引き受けると2ポイント、2年引き受けるとその世帯の児童全員分のポイントがつく。(2)から(5)の委員は1年引き受けると1ポイントつく。
  - (2) 児童が2人以上いる場合、どの児童で引き受けても、上のきょうだいから順にポイントがつく。
- 5 三役免除になるのは下記による。
  - (1) 過去に本部役員を引き受けた場合
  - (2) すでにその世帯の児童全員分のポイントを獲得し、さらに委員・役員を引き受けた場合
  - (3) 過去にクラス代表委員会、広報委員会、校外委員会の三役をひきうけたことがある場合

## 推薦委員の免除について

- 1 推薦委員を一度引き受けた人は、2回目の推薦委員を免除する。
- 2 本部役員を経験した人は、校外委員の三役および地区代表を免除する。

## 細則の改廃と適用について

- 1 本細則の改廃は規約第15章第37条にもとづき、実行委員会にて行う。
- 2 本細則は、令和元年5月14日より適用する。

## 付則

平成30年 3月 1日 一部改正  
令和 元年 5月14日 一部改正

平成30年 5月 7日 一部改正